

一般社団法人沖縄県健康産業協議会 倫理規定

一般社団法人沖縄県健康産業協議会は、会員相互の協調体制の確立、生産技術の向上及び健康産業の健全な発展を図ること、また、健康食品や沖縄コスメのブランド確立といったテーマについて協議会の場で検討し、個別事業者では解決しがたい問題等に関して対応していくことを目的に設立された。

その中で、本協議会は消費者が安心して健康食品や沖縄コスメを購入できるように、健康業界の健全な発展を目標に、消費者の抱く不安・不振を解消するため下記のとおり倫理規定を制定する。

1. 遵守義務

一般社団法人沖縄健康産業協議会会員（以下、「会員」という）は、食品衛生法、薬事法、消費者保護基本法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、製造物責任法などの関連法規、通達ならびに本協議会の規約などを遵守しなければならない。

2. 消費者保護

会員は営業活動において消費者に対し、健康関連商品に関する内容、取引の条件などについて正確な情報を提供しなければならない。

3. 禁止事項

会員は営業活動において次の行為を禁止する。

- (1) 消費者の不利益を招き、または招くおそれのある販売
- (2) 同業他社またはその製品を不当に誹謗する言動
- (3) 医療行為、詐欺的行為を講ずるなどの不正な活動
- (4) その他前各号に準ずる行為

4. 苦情処理

会員は消費者などの苦情に対する的確な対処基準を定め、苦情が発生した場合は迅速に、誠意ある対応をとるものとする。

5. 規定違反会員への対応

本規定に違反し、本協議会が係わる健康関連商品の信用、権威を失墜させるような行為が発生した場合には、本協議会定款第2章第10条に基づき「当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした」として理事会及び部会に図り、その後の処置を決める。